

平成22年7月1日から景観法に基づく 「山すそ景観保全地区」 に関する届出が必要になります。



箕面市では、平成22年4月1日に、箕面市景観計画等を変更し、市のシンボルである山なみ景観を守るため、市内東端から西端まで約7kmにわたる市街地約500ha（山すそ部）を、景観法に基づく山すそ景観保全地区に指定しました。

併せて、届出対象行為や、審議会での審査等を箕面市都市景観条例に位置づけ、市街地からの山なみ景観の眺望と建築物等の調和を図るための手続きを定めました。

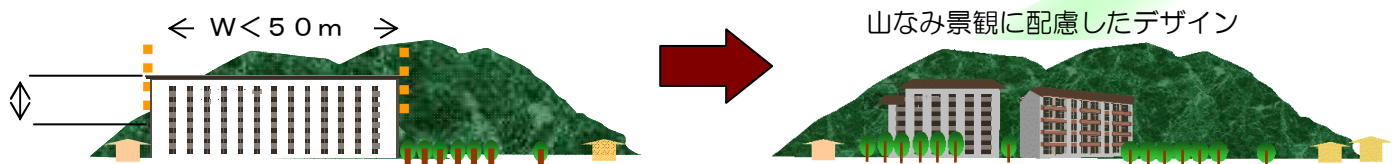
これらの手続きは、平成22年7月1日から施行します。

1. 山すそ景観保全地区の区域、基準



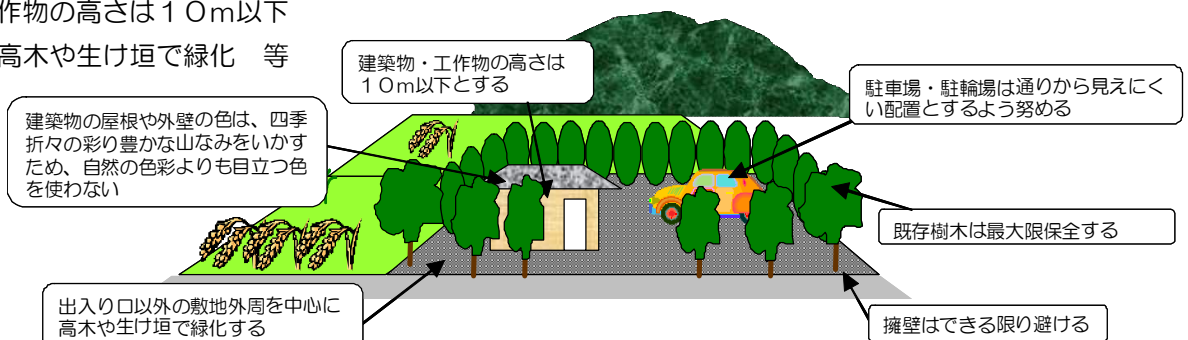
●市街化区域でのルール

- ・高さ16mを超えるの建築物の4階を超える箇所の長辺は概ね50mを超えない
- ・住棟配置をずらしたり、スリットを入れるなどして分節化 等



●市街化調整区域でのルール

- ・建築物・工作物の高さは10m以下
- ・敷地外周を高木や生け垣で緑化 等



2. 届出対象行為

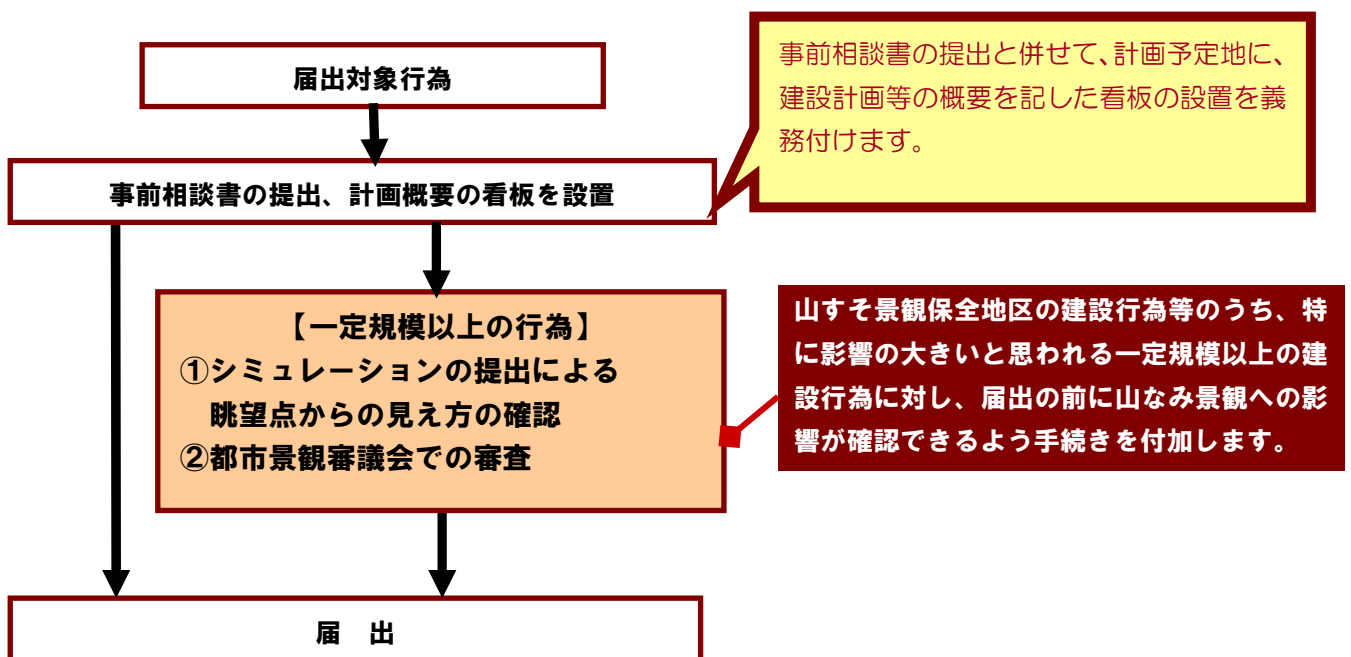
- ・山すそ景観保全地区における届出対象となる行為を定めます。
 - ①市街化区域における面積が五百平方メートル以上の現状変更行為
 - ②市街化調整区域における面積が三百平方メートル以上の現状変更行為
 - ③軒の高さが十メートルを超える建築物の新築等
 - ④敷地面積が五百平方メートルを超える建築物の新築等
 - ⑤高さが十メートルを超える工作物(擁壁にあっては高さが三メートルを超えるもの)の新築等 など

3. 事前相談と併せて看板を設置

- ・事前相談書の提出と併せて、計画予定地に、建設計画等の概要を記した看板の設置を義務付けます。

4. 審議会の確認を必要とする届出対象行為

- ・山すそ景観保全地区の建設行為等のうち、特に影響の大きいと思われる一定規模以上の建設行為に対し、シミュレーションの提出などにより、山なみ景観への影響が確認できるよう手続きを付加します。
 - ①高さが二十二メートルを超える建築物の新築等
 - *複数の地盤面がある場合や、擁壁、階段などの工作物が建設物と付属して設置される場合は、敷地の最も低い地盤面から、建築物等若しくは敷地の最も高い箇所までの高さ。
 - ②敷地面積が三千平方メートルを超える現状変更行為
 - ③その他、市長が特に必要と認める行為



問い合わせ先
箕面市 みどりまちづくり部 まちづくり政策課
TEL : 072-724-6918 (直通) FAX : 072-722-2466
e-mail : machi@maple.city.minoh.lg.jp